

令和8年度 保育所等入園のしおり



函南町役場 子育て支援課
〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13
電話番号 055-979-8128



※このしおりには入園後の手続きについても記載がありますので
入園後も保管をしてください。

目 次

1. はじめに	1 ページ
2. 入園の対象となる児童	3 ページ
3. 入園までのながれ	4 ページ
4. 料金について	5 ページ
5. 注意事項	9 ページ
6. 保育所一覧	11 ページ
7. 提出書類について	20 ページ

は じ め に

★ 保育の必要性の支給認定について

保育所や幼稚園の利用にあたり、「保育の必要性」の認定申請が必要となります。

町ではこの認定申請を受け、児童の年齢やご家族の就労状況等に応じ、下記の表のとおり 3 つの区分で支給認定を行い、支給認定証を交付します。

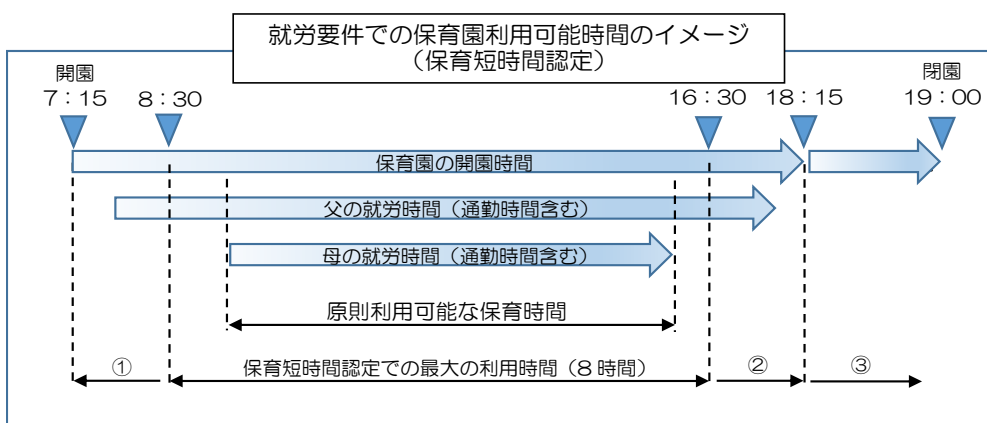
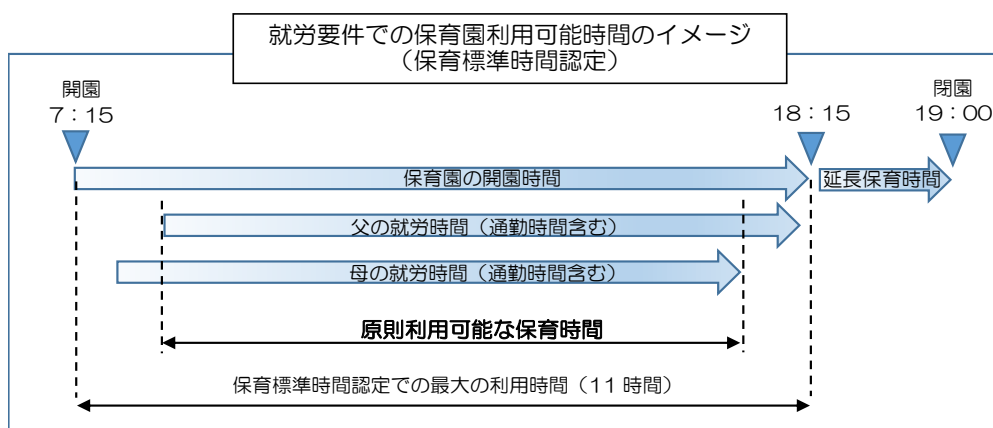
認定区分	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
年齢	満 3 歳以上	満 3 歳以上		満 3 歳未満	
保育の必要性	な し	あ り		あ り	
就労等の 状況 〔教育・ 保育の 必要量〕	教育 標準時間 (4 時間)	月 64 時間以上 (週 16 時間以上) 月 120 時間未満 (週 30 時間以下)	月 120 時間以上 (週 30 時間以上)	月 64 時間以上 (週 16 時間以上) 月 120 時間未満 (週 30 時間以下)	月 120 時間以上 (週 30 時間以上)
		保育短時間 1 日最大 8 時間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで) の利用時間の 内、保育を必要 とする時間数	保育標準時間 1 日最大 11 時間 の利用時間の 内、保育を必要 とする時間数	保育短時間 1 日最大 8 時間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで) の利用時間の 内、保育を必要 とする時間数	保育標準時間 1 日最大 11 時間 の利用時間の 内、保育を必要 とする時間数
利用できる 施設	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園・小規模保育所			

※保育所を利用するには、保育の必要性の「2 号認定」または「3 号認定」が必要です。

※「保育短時間」と「保育標準時間」とでは、保育所を利用できる時間と保育所利用者負担額が異なります。

★ 保育所に預けることができる時間について

保育所は「保護者の勤務時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲で利用できる施設」であるため、父母等の同居家族の誰かが休業日である場合は保育園の利用はご遠慮ください。また、原則、就労証明書で証明されている時間に通勤時間を加えた時間帯(下記イメージ図参照)でのご利用をお願いします。



※①・②・③の時間の保育園利用に関しては延長料金がかかります。

入園の対象となる児童

保育の認定基準

入園の対象となる児童は、すべての保護者が次のいずれかの事由に該当し、保育の必要性の認定を受けた、函南町にお住まいのお子さまと、保護者の勤務地が函南町にあり、お住まいの市区町村から保育の必要性の認定を受けた函南町外にお住まいのお子さまです。

就 労	昼間家庭内外で、月に120時間以上労働している。 (例：1日6時間以上で月20日以上)	標準時間
	昼間家庭内外で、月に64時間以上120時間未満労働をしている。 (例：1日4時間以上で月16日以上)	短時間
妊娠・出産	保護者が出産前後のとき。 (出産予定日の42日前の属する月から産後56日の属する月まで)	標準時間
疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害がある	標準時間
介護・看護	同居している家族、または親族で、介護・看護が必要な人を常時介護・看護している。	標準時間
災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧にあたっている。	標準時間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。	標準時間
就 学	保護者が就学中、または職業訓練を受けている。	標準時間 または 短時間
育児休業	保護者が育児休業を利用するにあたり既に施設を利用している子どもの継続利用が必要なとき。 (ただし、該当は在園児がいる場合のみで、育児休業事由の認定年度の翌年度内に職場復帰できる場合に限る。 新規の申し込み時は不可)	短時間
その他	上記に上げるもののほか、上記に類するものとして町が認める事由に該当する。 (児童虐待のおそれがある。配偶者からの暴力により、子どもの保育が困難である等)	標準時間 または 短時間

※就労予定・育児休業中の方は勤務開始、復帰日の属する月の前月から利用できます。入園した場合、入園月の翌月末までに勤務開始、復帰する必要があります。

※家庭保育のできる日、時間帯については、家庭保育にご協力ください。

※保護者のどちらかが短時間認定の事由に該当する場合、短時間認定となります。

※兄弟がいる場合は、育児休業期間中の対象児を除き、原則としてその兄弟全てが保育の必要性の認定を受け、保育所や幼稚園の預かり保育を利用している必要があります。例：育児休業を取得せず、下の子は自宅で保育し、上の子を現在通っている園に引き続き通わせることはできません。

入園までのながれ

※提出書類については、P20をご確認ください。

(1) 4月入園希望の場合

★ 令和8年度 保育施設入園申請書類の配布開始

令和7年10月1日(月)～ 8:30～17:15(土、日、祝日を除く)

配布場所：函南町役場3階 子育て支援課

※函南町ホームページからもダウンロードできます。

★ 令和8年度 保育施設入園申請(新規入所)書類の受付開始

1次募集：令和7年10月17日(金)～令和7年10月31日(金)(土、日、祝日を除く)

2次募集：令和7年11月4日(火)～令和8年1月30日(金)(土、日、祝日を除く)

提出場所：函南町役場3階 子育て支援課

※継続入園書類は、在園中の保育所で配布しますので園に提出してください。

転園希望者は子育て支援課へ提出してください。

※郵送、電子メールでの提出はできません。

※先着順ではありません。

※書類の提出漏れ、不備のある場合は選考対象となりません。

※申請時は、窓口の混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

★ 支給認定証の交付、入所承諾書、入所保留通知書の送付

文書にて通知いたします。

1次募集：令和8年1月下旬以降

2次募集：令和8年2月下旬以降

※子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)において、申請から30日以内に通知をしなければならないとされておりますが、令和8年度4月入所の決定については件数が多く審査に時間を要する為、遅くとも令和8年2月下旬までには通知します。

★ 新規入園児童は、各保育施設でオリエンテーション

日程等は、入所承諾書とともにお知らせします。

★ 保育所利用者負担額決定通知の送付

決定した利用者負担額を通知します。

令和8年4月中旬頃予定

★ 保育所入園

令和8年4月1日

※新規入園児童は、ならし保育を行うため、最初の数週間は短い保育時間となります。

(2) 5月以降の途中入園希望の場合

入園を希望する月の前月15日が締切りです。(15日が閉庁日の場合は、前開庁日が締切り)

※町外の保育所等に入園をご希望の場合は、市町によって締切日が異なるため、子育て支援課またはその市町にお問い合わせください。

料金について

★ 幼児教育・保育の無償化について

保育所利用者負担額は、3歳児クラスから5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもと、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもは無償となります。

★ 保育所利用者負担額の算定方法

保育所利用者負担額は、公立・私立に関わらず、児童の令和8年4月1日現在の年齢と、保護者（父母等）の市町村民税の課税状況に基づき算定します。利用者負担額の算定に用いる市町村民税額は、市町村民税所得割額から税額控除（調整控除のみ）を差し引いた額の保護者の合算となります。ただし、子どもの父および母の利用者負担額の対象となる年収額がそれぞれ103万円未満でかつ児童と同一の世帯に祖父母が属している場合は、祖父母のうち収入の多い方の市町村民税額により算定します。

★ 保育所利用者負担額の切り替え

4月～8月分保育所利用者負担額は、令和7年度市町村民税額によって確定し、入園決定後4月中旬に通知します。

9月～3月分保育所利用者負担額は、令和8年度市町村民税額確定後、令和8年9月中旬に通知します。

いずれの場合も市町村民税額に変更が生じ、利用者負担額の階層が変更となる場合には改めて通知し、差額分については追加徴収・還付・充当等となります。

★ 保育料の算定に必要な書類について

○収入の申告を行っていない方は、申告の上で課税（非課税）証明書を提出してください。

○海外に住んでいた方、海外に住んでいる家族がいる方は、会社の給与支払い証明書、源泉徴収票等収入の確認できる書類を提出してください。確認が取れない場合最高階層の保育料となります。

★ 納入方法

口座振替をご利用ください。振替日は、「令和8年度保育所利用者負担額納入期日一覧」をご覧ください。

★ 給食費について

3歳児以上クラスの方は、保育所を利用するにあたり給食費をご負担いただきます。（0～2歳児クラスの方の給食費は保育所利用者負担額に含まれます。）

また、給食費に関しては、保護者（父・母）等の世帯年収が360万円未満相当の場合、または3歳以上クラスに同時入所している兄弟がいる場合の第3子以降は、副食費（おかず代）が免除となります。

※給食費の金額は園によって異なりますので、P11からの園紹介ページを参考にしてください。

★ 保育所利用者負担額以外の費用

保育所利用者負担額や給食費以外に、保護者会費、教材費、園で実費徴収する場合があります。園によって異なりますので、詳しくは各保育所にお問い合わせください。

★ その他

保育料、給食費は月額です。体調不良等で登園できない場合、月途中の退所、預かり時間が短い場合等であっても、原則として日割り計算はせず、1ヶ月分の料金を納めていただきます。

★ 令和8年度 保育所利用者負担額納入期日一覧（小規模保育事業所は除く）

月別	納入期日	月別	納入期日
4月分	令和8年 4月 30日(木)	10月分	令和8年 11月 2日(月)
5月分	令和8年 6月 1日(月)	11月分	令和8年 11月 30日(月)
6月分	令和8年 6月 30日(火)	12月分	令和8年 12月 25日(金)
7月分	令和8年 7月 31日(金)	1月分	令和9年 2月 1日(月)
8月分	令和8年 8月 31日(月)	2月分	令和9年 3月 1日(月)
9月分	令和8年 9月 30日(水)	3月分	令和9年 3月 25日(木)

参考

令和8年度 保育認定を受けた子供の利用者負担額表（二人親世帯）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）（単位:円）	
			保育標準時間	保育短時間
階層区分	定義		3歳未満	3歳未満
1階層	生活保護法による生活保護世帯		0	0
2階層	市町村民税非課税世帯		0	0
3階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	12,000	11,000
4階層		所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	22,000	21,000
4階層		所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	22,000	21,000
5階層		所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	33,000	32,000
6階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	42,000	41,000
7階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	58,000	57,000
8階層		所得割課税額 397,000円以上	72,000	70,000

（表：函南町特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例施行規則より抜粋）

- 1 保育料の基準額に定める児童の年齢の認定は、入所する年度の4月初日の年齢とします。
子どもの父母の町民税額の合計により算定します。ただし、子どもの父および母の利用者負担額の対象となる年の年収額がそれぞれ103万未満の場合、児童と同一の世帯に属している祖父母のうち、収入の多い方の町民税額により算定します。
- 2 兄弟姉妹が同時に入所する場合は次のとおり保育料が軽減されます。
2人の場合…年下の児童の保育料が1/2になります。
3人以上の場合…2番目の年下の児童が1/2になり、それ以外の年下の児童は無料になります。
- 3 **市町村民税課税で年収約360万円未満（※1）**相当の世帯について、年齢に関わらず第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。（※1）「利用者負担額表」の網掛け部分）
- 4 平成30年9月以降の利用者負担額は、該当年の1月1日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する世帯の場合、指定都市以外に住所を有する世帯とみなした所得割課税額を算定します。

→ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯の負担額表は6ページをご覧ください。

参考

令和8年度 保育認定を受けた子供の利用者負担額表
(ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯等(※1))

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)(単位:円)	
			保育標準時間	保育短時間
階層区分	定義		3歳未満	3歳未満
1階層	生活保護法による生活保護世帯		0	0
2階層	市町村民税非課税世帯		0	0
3階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	2,500	2,500
4階層		所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	6,000	5,500
4階層		所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	12,000	11,000
5階層		所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	22,000	21,000
6階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	33,000	32,000
7階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	42,000	41,000
8階層		所得割課税額 397,000円以上	58,000	57,000

(表：函南町特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例施行規則より抜粋)

- 利用者負担額の基準額に定める児童の年齢の認定は、入所する年度の4月初日の年齢とします。子どもの父母の町民税額の合計により算定します。ただし、子どもの父および母の利用者負担額の対象となる年の年収額がそれぞれ103万未満の場合、児童と同一の世帯に属している祖父母のうち、収入の多い方の町民税額により算定します。
- 兄弟姉妹が同時に入所する場合は次のとおり保育料が軽減されます。
2人の場合…年下の児童の保育料が1/2になります。
3人以上の場合…2番目の年下の児童が1/2になり、それ以外の年下の児童は無料になります。
- 市町村民税課税で年収約360万円未満(※2)**相当の世帯について、第1子の保育料が半額、第2子以降の保育料が無料になります。
- この表は、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯等(※1)を算定対象としており、要件から外れた場合はこの表は適用されません。
- 平成30年9月以降の利用者負担額は、該当年の1月1日において地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する世帯の場合、指定都市以外に住所を有する世帯とみなした所得割課税額を算定します。

(※1) 上記のほか保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第114号)に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯を含みます。

(※2) 3及び4階層のうち所得割課税額77,101円未満(上記「利用者負担額表」の網掛け部分)

上記の網掛け部分に表記してある金額は、第1子保育料の半額適用後の金額となります。

注意事項

- ① 入園については、保育の必要性を審査し、必要性がより高い方から内定します。
原則として入園は月の初日、退園は月の月末となります。
- ② 先着順ではないため、予約はできません。また、出生前のお子様の申込もできません。
- ③ 保育所の定員超過等の理由により、希望する保育所に入園できないことがあります。入園できなかった場合、初回の選考後のみ入所保留通知書を発行します。次回以降の入所保留通知書は、申し出により発行できますので必要な場合は子育て支援課までご連絡ください。
また、入園できなかった場合、希望の取下げがない限り、毎月調整を行います。希望する保育所の変更や追加、希望の取下げ等がありましたら、各月の締切日までに届出が必要となりますので子育て支援課窓口までお越しください。
- ④ 育児休業終了後の利用申込みをされる方で、対象児の満1歳になる月以前の入所申込をせず、入所申請締切後に保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知）の発行を申し出る方がみられますが、入所申込を期限内に提出しなかった場合は利用調整及び入所保留通知の発行ができません。必ず勤務先等に各書類の提出期限を確認いただき、スケジュールに余裕をもって申請の準備をしてください。また、西部保育園は満1歳の誕生日の翌月から入園できる施設のため、西部保育園の入園を希望し利用ができなかった場合、対象児が1歳に達する日の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知となりませんのでご注意ください。
- ⑤ 入園を希望する施設に町外の施設がある場合、事前に施設の所在市町村に申込締切日を確認の上、締切日の7日前までに函南町の申請書で函南町に提出してください。転出予定の場合は、転出先の市区町村の使用も可能です。施設に入園するための条件や申請の添付書類は市区町村により異なりますので、必ず事前に施設の所在市区町村に相談をしてください。
- ⑥ 町外にお住まいで、入園する月の月末までに函南町に転入する場合、町内児と同様の利用調整を行います。現在お住まいの市区町村に申込締切日を確認の上、申請書に「転入に関する誓約書」（函南町の様式）を添付し、現在お住まいの市区町村に提出してください。

- ⑦ 転入予定のない町外にお住まいの方については、函南町の締切日の7日前までに現住所地の市区町村の定める申請書類を、現住所地の市区町村に提出してください。
- ⑧ 申請書類に不備や欠落等がある場合は、不受理となります。
- ⑨ 入所申請書類等について、事実と反した虚偽の記載や申告をした場合、申請時に提出した就労証明書と就労状況が異なる場合は、入所承諾の取り消しや退園をしていただく場合があります。
- ⑩ 入園決定後、ならし保育を行うため、最初の数週間は短い保育時間となります。
- ⑪ 保護者の責任において送迎してください。
- ⑫ 集団生活となりますので、予防接種を受けるようお願いします。
- ⑬ 保育所の見学や園庭開放については、直接保育所へお問い合わせいただき、日程を調整してください。自宅からの距離や送迎時間、特色や保育の様子、利用可能なサービスなどを参考に、お子様に合った保育所を選んでください。

【公立：保育所】

保育園名	西 部 保 育 園		電 話	9 7 8 - 6 0 0 1	定 員	190名
所 在 地	函南町間宮 6 3 2 - 1		設置主体	函 南 町		
施 設 長	西澤 愛		受入年齢	満 1 歳～小学校就学前		
開所時間	月～土	7 : 15 ～ 18 : 15	職 員 数	園長 1 名 副園長 1 名 主任 2 名 保育士 36名 栄養士1名 用務員1名 事務員1名		
年間行事 予 定	4 月	入園式・春季遠足	10月	運動会（幼児）・芋ほり・秋季遠足		
	5 月	交通安全教室・園外保育	11月	運動会（乳児） 総合防災訓練（引渡し訓練含む）		
	6 月	個人面談（乳幼児） プール開き	12月	発表会（3・4・5歳児）・クリスマス会		
	7 月	七夕まつり・保育参加会	1 月	人形劇観劇・個人面談（幼児）		
	8 月	夏祭り・プールおさめ	2 月	お別れ遠足・入園オリエンテーション 豆まき		
	9 月	祖父母参加会（幼児）	3 月	ひな祭り・園外保育・卒園式		
負担費用	給食費 4,800円/月、教材費 1,000円/月…3歳以上児 ショートパンツ・帽子・用品等 5,000円から10,000円程度 ※入園される歳児によって準備するものが変わります。					
保育方針 園の特色	園目標『たくましい子』 ＜重点目標＞ 「強い心」 「思いやりの心」 ＜保育方針＞ ・子どもの思いや願いを受け止め、健康、安全で情緒の安定した生活と自己を十分に発揮できる環境を整える。 ・保護者の意向を理解・受容し、親子関係や家庭生活に配慮しながら支援していく。 ＜園の特色＞ ・季節を感じる散歩の推奨・絵本の読み聞かせの積極的導入・異年齢児との交流保育・個々の興味関心に基づく遊びの推奨・栄養士によるクッキングの導入					



【公立：幼稚園型認定こども園】

施設名	二葉こども園		電話	978-2071	定員	1号：45名 (幼稚園部)
所在地	函南町上沢658-35		設置主体	函南町	員	2号：60名 (保育園部)
施設長	加藤 弘子		受入年齢	3歳児～小学校就学前		
開所時間	月～土	7:15 ～ 18:15	職員数	園長1名 副園長1名 主任1名 保育教諭3名 栄養士1名 支援員8名 事務員1名 用務員1名		
年間行事 予 定	4月	入園進級式・発育測定 保育参観・PTA総会	10月	運動会・交通教室・防犯教室 秋季遠足		
	5月	春季遠足・交通教室・内科検診	11月	保育参観・芋掘り・就学児健康診断 生活発表会		
	6月	家族参観・プール開き 防犯訓練（園児）・歯科検診	12月	3歳児お楽しみ会・PTAによるお楽しみ会 個人面談・終業式		
	7月	七夕まつり・保育参観 個人面談・終業式	1月	始業式・発育測定・交通教室・防犯 訓練		
	8月	登園日（1号）	2月	一日入園・豆まき・お別れ遠足		
	9月	始業式・防災訓練・祖父母参観 （引渡し訓練） 発育測定	3月	ひな祭り・修了式・卒園式		
	毎月 誕生会・避難訓練					
負担費用	給食費 5,400円/月、教材費 1,000円/月 園服・体操着・ジャージ・通園帽子等 10,000円程度 保育用品等 10,000円程度 ※入園される歳児によって準備いただくものが変わります。					
保育方針 園の特色	園目標 『仲間と育つ ふたばっ子』 重点目標 のびのび元気 友達いっぱい わくわく遊ぶ ・安心して自分を出せる雰囲気づくりを心掛け、自分の思いや考えを表現しながら遊ぶ子を育てます。 ・自ら遊び出したいくなるような環境や援助の工夫をし、主体的に遊ぶ子を育てます。 ・友達との関わりの中で、認め合う姿を大切にし、人と関わる楽しさや思いやりの心を育てます。 ・自分の思いや考えを伝えたり、人の話を受け止めたりしながら、言葉で伝える力や聞く力を育てます。 ・生活の中で、よいこと悪いことを自分で考えて判断できる規範意識を育てます。					



【公立：保育所】

保育園名	若 葉 保 育 園		電 話	9 7 8 - 3 2 6 1	定員	90名 (町定員45名)
所 在 地	函南町間宮 4 2 - 1		設置主体	三島函南広域行政組合		
施 設 長	稲葉 美智子		受入年齢	8 ヶ月児～小学校就学前		
開所時間	月～金	7 : 15 ～ 19 : 00 18:15以降は延長保育(有料)	職 員 数	園長 1名 保育士 21名 調理員 4 名		
	土	7 : 30 ～ 17 : 00				
年間行事 予 定	4 月	入園式、夏野菜植え付け	10月	運動会、健康診断（内科）、園外保育（4歳以上児）		
	5 月	春の親子遠足(2歳以上児)、ありがとうの日、健康診断(内科・歯科)	11月	保育参観(2歳以上児)、社会福祉施設総合防災訓練		
	6 月	保護者面談、不審者対応訓練、交通安全教室、水開き、夕涼み会	12月	生活発表会・クリスマス会		
	7 月	七夕まつり、引き渡し訓練、収穫感謝祭	1 月	交通安全教室		
	8 月	プール・水遊び	2 月	豆まき、お別れ遠足(2歳以上児)、じゃがいも植え付け、保育参観（0.1歳児）		
	9 月	防災訓練、冬野菜の苗付け	3 月	ひな祭り・お別れ会・卒園式		
	毎月の行事/誕生会、身体測定、避難訓練、リズム、食育教育					
負担費用	絵本代450円前後/月 保護者会費450円/月 副食費(3歳以上児)5000円/月 新年度用品(新入園児)約11,000円/3歳未満児 約19,000円/3歳以上児 ※クラス年齢により、準備いただくものは異なります。					
保育方針 園の特色	○子どもの人権を守り、豊かな人間性をもった子どもを育成しています。 大場駅から程近く、三島市と函南町の子どもが在園しています。園周辺は自然環境に恵まれており、富士山を眺めながら大場川の堤防を散歩したり、秋には虫とりやどんぐり拾いをして楽しんでいます。保育園近くには畑があり、年間を通して野菜作り、収穫した野菜を使用してクッキングや収穫感謝祭などを行い食育活動をしています。また、老人会の方々との交流や地域巡りをして地域を知る機会を持つなど、さまざまな人とのふれあい活動をすることにより、心豊かに育ってほしいと願っています。					



【私立：保育所】

保育所名	ひまわり保育園		電 話	9 7 8－9 6 7 1	定 員	60名
所 在 地	函南町平井 1 3 2 8－1		設置主体	社会福祉法人 函南ひまわり会		
施 設 長	渡邊 栄子		受入年齢	2 ヶ月児～小学校就学前		
開所時間	月～金	7：15 ～ 18：15	職 員 数	園長 1名 主任 1名 保育士 17名 栄養士 1名 調理員 2名		
	土	7：15 ～ 17：30 月1回程度13：00まで保育				
年間行事 予 定	4 月	入園式	10月	親子運動会・芋掘り・引き渡し訓練		
	5 月	こどもの日お祝い（柏餅作り） 園児健康診断	11月	総合防災訓練・園児健康診断		
	6 月	プール開き・すいか割り 歯科検診・個人面談	12月	クリスマス会・お楽しみ会		
	7 月	七夕まつり・ひまわりまつり	1 月	お餅つき		
	8 月	プール	2 月	節分		
	9 月	お月見・プールおさめ	3 月	ひな祭り・お別れ会・卒園式		
負担費用	給食費 5,805 円/月（3歳以上）・保護者会費 450 円/月 写真代 500 円前後/年3回 ※クラス年齢により、準備するものは異なります。					
保育方針 園の特色	「子どもたちに生きる力を！！」 ○四季折々の自然とふれあい、体験を通じて、のびのび育てる。 毎日の散歩、お庭では、砂あそび、水あそび、どろんこあそびを楽しむ。 ○丈夫で健康な心と体をはぐくむ。 乳幼児期の成長、体づくりに大切な給食、おやつはすべて手作りで。 十分な食事、睡眠、排泄など基本的な生活リズムを整える。 ○集団の中で、一人一人の子どもに寄り添いながら可能性を伸ばしていく。 ○毎日の連絡帳や保護者会を通じて、保護者とのコミュニケーションを大切にしています。					



【私立：保育所】

保育所名	函南さくら保育園		電 話	9 7 9 - 1 3 5 0	定 員	120名
所 在 地	函南町上沢 7 0 - 2		設置主体	社会福祉法人 信静会		
施 設 長	田中 千佳子		受入年齢	6 ヶ月児～小学校就学前		
開所時間	月～金	7 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0 18:00以降は延長保育(有料)	職 員 数	園長 1 名 保育士 27名 看護師 2 名 栄養士 2 名 調理師他 3 名		
	土	7 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0				
年間行事 予 定	4 月	入園式	10月	保育参観、講演会		
	5 月	運動会	11月	お遊戯会		
	6 月	遠足	12月	クリスマス会		
	7 月	夏まつり	1 月	カルタ大会、お買物ごっこ		
	8 月	プール、5 歳児わくわく保育	2 月	ふれあい牧場、保育参観		
	9 月	祖父母交流会、遠足	3 月	入園説明会、おわかれ遠足、卒園式		
負担費用	入園用品費 0・1 歳児 2,000円、2 歳児 5,000円 3 歳以上児 12,000円 給食費 (3 歳以上児) 5,800円、絵本代 0-3 歳児 約400円/月、 4.5 歳児 1,100円/月 その他：体操着上下 3,000円 制服 7,000円～8,000円 ほか ※クラス年齢により、準備するものは異なります。					
保育方針 園の特色	子どもが本当の意味で自立し、世の中に羽ばたいていくためには、乳幼児期における教育が大切です。子どもたちには、健康であることはもとより、人としての喜びや幸せを十分に感じられるよう、心豊かに育ってほしい、という思いから、函南さくら保育園では「幼児教育」と「脳」との関わりへの科学的なアプローチに取り組んでいます。 言語的 絵画的 知性 空間的 論理数学 的知性 音楽的 知性 身体運動 的知性 社会的 知性 感情的 知性 また、乳幼児の発達段階を踏まえ、活動内容を組み立てています。年齢にあった活動をH Q（人間性知能）と関係が深いワーキングメモリも視野に入れ、H Qを伸ばせるよう、脳の働きを高められるよう考え、日常の保育に取り組んでいます。					



【私立：保育所】

施 設 名	仁田マーガレット保育園		電 話	9 7 8－7 7 8 0	定 員	120名
所 在 地	函南町仁田 4 8 0－1		設置主体	社会福祉法人 栄和会		
施 設 長	土屋 恵美		受入年齢	2ヶ月児～小学校就学前		
開所時間	月～金	7：00 ～ 18:30 18:00以降は延長保育(有料)	職 員 数	園長 1名 保育士 30名 看護師 1名 栄養士 1名 調理師 3名 事務員 1名		
	土	7：00 ～ 18：00 月1回 13：00まで保育有				
年間行事 予 定	4月	入園式	10月	卒園児のつどい/系列園との交流会		
	5月	系列園との交流会/ミニ運動会 (未満児)	11月	クラス遠足/引き渡し訓練		
	6月	運動会(以上児)	12月	生活発表会 (以上児) ／クリスマス 会／餅つき		
	7月	保育参観・個人面談／年長お楽しみ会	1月	年長親子クッキング/生活発表会 (未満児)		
	8月	プール遊び (6月下旬～9月中旬)	2月	節分		
	9月	総合防災訓練/秋祭り	3月	お別れ会遠足／卒園式		
負担費用	給食費 5,600円程度/月 (3歳以上児) ・体操着上下 3,500円程度/1着 (3歳以上児) カラー帽子 900円程度/1個 (1歳以上児) ・その他教材費用が掛かる場合があります ※クラス年齢により、準備いただくものは異なります。					
保育理念	『豊かに生きる力を育てる』					
保育方針	『子どもの主体性を育てる』					
保育目標	『自分らしく意欲的な子どもを育てる』 『よく遊び！よく学べ！』					
園の特色	○恵まれた自然環境の中で生きる力を育み、一人ひとりの個性を認め、輝きを大切にし、自己決定できる場を多く提供しています。 ○保護者と園が「ともに育てる」という観点から子どもの育成に努めています。					



【私立：保育所】

保育所名	はなみずき保育園		電 話	9 5 7 - 0 6 0 1	定 員	60名
所 在 地	函南町肥田 6 8 6 - 1		設置主体	社会福祉法人 栄和会		
施 設 長	佐藤 亜希子		受入年齢	2 ヶ月児～小学校就学前		
開所時間	月～金	7：00 ～ 18：30 18:00以降は延長保育(有料)	職 員 数	園長 1 名 保育士 17名 看護師 1 名 栄養士 1 名 調理師 2 名 事務員 1 名		
	土	7：00 ～ 18：00 月1回程度13：00まで保育				
年間行事 予 定	4 月	入園式	10月	函南町猫おどり、防犯教室、三園合同交流会、ハロウィン		
	5 月	歯科健診、三園合同交流会	11月	総合避難訓練、親子遠足		
	6 月	運動会、内科健診、交通安全教室	12月	もちつき、クリスマス会		
	7 月	プール、七夕、個人面談	1 月	個人面談		
	8 月	プール、夏まつり	2 月	節分、交通安全教室		
	9 月	防災訓練、生活発表会	3 月	ひな祭り、オリエンテーション、卒園式		
	＊毎月 2 回食育（作って食べる食育、収穫・皮むきなどの体験型食育）実施、誕生会/毎月					
負担費用	給食費 5,600円程度/月（3歳以上児）、体操着上下 4,000～5,000円程度/1セット（3歳以上児）、カラー帽子 850円程度/1個（全園児） その他、教材費等かかる場合があります。 ※クラス年齢により、準備するものは異なります。					
保育理念 保育方針 保育目標 園の特色	『想いあい、育ちあう』 『子ども一人ひとりと向き合う』『環境を整える』 『子ども一人ひとりの特性を理解する』『意欲を大切にする』 『健康な心と体』『想いあう関わり』『環境への興味・関心』 『言葉の獲得・伝えあい』『豊かな感性と表現する力』 ＊通常保育以外に、異年齢児保育・選択制保育・テーマ設定保育・習熟度保育等を取り入れ、日々の生活・活動から子どもたちの主体性をはぐくみ成長を促せるよう努めていきます。 ＊同法人の 2 ヲ園（加茂保育園：三島市）（仁田マーガレット保育園：函南町）で経験を積んだ保育者を中心に、常に新しいことに挑戦しながら保育の質を高めていきます。					



【私立：小規模保育事業所（A型）】

保育所名	保育所グローアップ函南園		電 話	9 5 7 - 0 8 1 0	定 員	19名
所 在 地	函南町柏谷 2 2 - 1		設置主体	株式会社グローアップ		
施 設 長	関 順子		受入年齢	4 ヶ月児～2 歳児		
開所時間	月～金	7：00～19：00 18:00以降は延長保育(有料)	職 員 数	園長 1名 保育士 8名 栄養士（兼務） 1名 調理員 3名のうち常時 2名		
	土	7:00～18:00				
年間行事 予 定	4 月	入園・進級式	10月	内科健診 ハロウィン		
	5 月	内科健診	11月	歯科健診 七五三参り		
	6 月	プール開き 水遊び	12月	クリスマス会		
	7 月	七夕 水遊び 夏祭りごっこ	1 月	お正月遊び		
	8 月	水遊び すいか割り	2 月	節分		
	9 月	防災引き渡し訓練	3 月	ひな祭り お別れ遠足 お別れ会		
	毎月の行事/誕生会・身体測定・避難訓練・リトミックその他/地域の方との交流（野菜収穫）・クッキング					
負担費用	カラー帽子 850円 積立 100円/月 教材費 300円/月 ※クラス年齢により、準備するものは異なります。					
保育目標	(1)思いやりがあり、仲間や自分を大切にできる子ども (2)意欲的に取り組み、やり遂げようとする子ども (3)のびのびと自己を表現できる子ども					
保育方針	(1)人との関わりを大切にした保育…社会性を育む (2)子どもの主体性を育てる保育…自立・自律を育む (3)一人ひとりの特性に応じた保育…個性を育む					
園の特色	散歩・戸外遊びを中心とし、お日様の光を十分浴び、四季の自然に触れながら、体力作りと共に五感も鍛えていきたいと思います。					



【私立：小規模保育事業所（A型）】

保育所名	仁田ふじさん保育園		電 話	9 7 0 - 3 2 1 5	定 員	19名
所 在 地	函南町仁田 7 2 - 6		設置主体	株式会社 S & A		
施 設 長	下山 洋美		受入年齢	2 ヶ月児～2 歳児		
開所時間	月～金	7:00～19:00 18:00以降は延長保育(有料)	職 員 数	園長	1 名	保育士 10名
	土	7:00～18:00		栄養士	1 名	調理員 1 名
年間行事 予 定	4 月	入園式	10月	内科健診		
	5 月	内科健診、歯科健診	11月	ミニ運動会		
	6 月	プール開き	12月	クリスマス会		
	7 月	七夕週間	1 月			
	8 月	夏祭り	2 月	節分		
	9 月	プール納め、引き渡し訓練	3 月	卒園式		
負担費用	教材費 500円/月、口拭きナップ 150円/月、手拭きナップ 150円/月 エプロン 200円/月、オムツ・お尻ナップ 3,300円/月、カラー帽子 970円/個 コットカバー 2,870円/枚 ※クラス歳児により、準備するものが異なります。					
保育方針 園の特色	「生きる力」 心を育て、あそびから学ぶ					
	〈生活〉	1人ひとりの生活リズムを大切にしながら、保育士が関わることで生活の自立を促し、自主性を育てます。				
	〈情緒の安定〉	泣く・笑う・怒る・喜ぶなど、子どものそのままの姿を受け止めて心に寄り添い、信頼関係を育むことで豊かな感情と豊かな表現を育てます。				
	〈あそび〉	子どもたちの興味や好奇心を刺激するような、年齢に合わせた空間づくりに配慮して、五感を使いながら伸び伸び遊ぶことで、心と身体をたくましく育てます。				



提出書類について

1. 保育施設入園申請書類

- ① 施設型給付費教育・
保育給付認定申請書 子ども1人につき一部必要です。
- ② 特定教育・保育施設 利用申込みには、①の「保育の必要性の認
利用申込書兼児童台帳 定」も併せて必要です。
- ③ 保育所入所に関する 入園希望児童の健康状態、両親・祖父母の生
調査票 活状況等について、記入してください。
- ④ 保育所入所に関する 課税状況等個人情報の調査確認、乳幼児の健
同意書 診結果の情報提供、保育所利用者負担額納付
等に関して同意する書類です。

2. 保育が必要な状況を証明する書類

原則として、保護者及び65歳未満（令和8年4月1日現在）の同居して
いる祖父母全員分を提出してください。

家族の状況によって、提出する書類が異なります。

不明な点はお問い合わせください。

仕事による理由

- ・ 会社等に勤務(予定)している場合
就労証明書 勤務先（勤務予定先）からの証明
- ・ 自営業等の場合 就労証明書及び以下添付書類
開業届出書、営業許可書、確定申告書類等の
写しのいずれか
- ・ 求職中 ハローワーク受付票写し、
就労誓約書兼保育所退所届

仕事以外（その他）の理由

- ・ 産前・産後の場合
母子手帳 母子手帳の氏名と出産予定日がわかるページの写
し
- ・ 介護・看護状況申告書 介護・看護している状況を記入すること
- ・ 病気、負傷等心身に障害がある場合
病院の診断書 病名、症状、回復期間等がわかるもの
- ・ 病弱、身体に障害がある場合
理由書 状況を詳しく記入すること

3. 利用者負担額を決定するのに必要な書類

令和7年1月1日以降に函南町へ転入された方は、市町村民税の確認のため、マイナンバーカード（ない場合は、マイナンバー通知カード）が必要です。

★ 申請書類等の提出部数

児童一人につき、1部ずつ必要です。

（申込み児童が2名以上の場合は、就労証明書等の証明書類については写しで可。）

★ 入園後の世帯状況変更手続きについて

保護者からの届け出が基本となります。住所、氏名、勤務先、家族構成等に変更があった場合は、速やかに子育て支援課に届け出てください。

保育所を退園するとき

【退所届】を退園する月の15日までに子育て支援課へ提出してください。各月の1日を起算日としてその月の保育所利用者負担額がかかりますので、ご承知おきください。

住所氏名の変更や家族構成(婚姻・離婚等)に変更が生じたとき

住民課で異動の手続きをした後に、3階子育て支援課までお越しいただき、【教育・保育給付認定変更認定申請書】を提出してください。異動された翌月より、保育所利用者負担額が変更となる場合があります。

支給認定事由の変更が生じたとき

【教育・保育給付認定変更認定申請書】と【事由の確認ができる書類】を子育て支援課へ提出してください。

妊娠または出産をしたとき

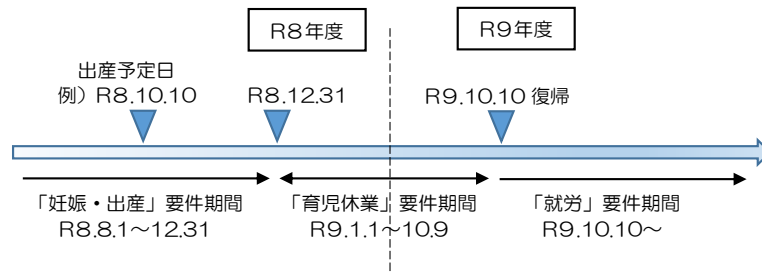
母子手帳の氏名・出産予定日がわかるページの写しを添付してください

育児休業を取得したとき (すでに就労の理由により児童が在園中の場合)

- ・就労証明書（育児休業期間が明記されているもの）を添付してください。
- ・育児休業を事由としている場合は、保育の必要量は「短時間保育」に切り替わります。

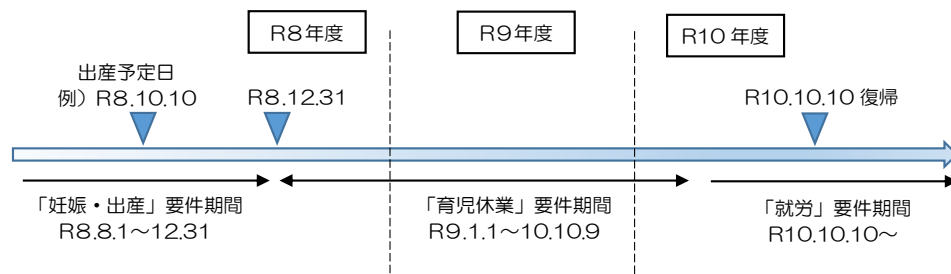
育児休業の事由認定翌年度内に復帰できる場合のみ、在園児の継続入所が可能です。

＜継続可能＞



＜継続不可＞

育児休業を長く取得するなど、翌年度内復帰できない場合は、「妊娠・出産」の事由終了日に退園



例) R8年度に「育児休業」の事由に切り替え、R10年度内復帰の場合、継続不可のため、「妊娠・出産」の事由終了日であるR8.12.31で退園。

年度途中で町外へ転出するとき

函南町で退所届を提出していただき、転出先の市町村で再度保育所入園の手続きを行います。
転出により、住所地及び勤務地どちらも函南町ではなくなった場合、函南町の保育所は原則退園となります。

※その他の事由の変更については、P20の「2. 保育が必要な状況を証明する書類」を参考に、必要書類を提出してください。

[illegible]

Memo 

